兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第21号外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「係を置く」を「班を置く」に改め、同項の表中「係名」を「班名」に改め、同表総務課の項中「総務係 企画係 財務係 経営管理係」を「総務企画班 淡路地域交流班 経営戦略班」に改め、同表水道課の項中「経営係 計画係 施設整備係 設備係」を「経営計画班 施設整備班 太陽光発電施設整備班」に改め、同表立地推進課の項中「立地政策係 企業誘致係」を「立地政策班 企業誘致班」に改め、同表公園都市整備課の項及び臨海整備課の項を次のように改める。

| 分譲推進課 | 住宅分譲班 業務用地分譲班 | | | |
|-------|---------------|------------|--|--|
| 地域整備課 | 経営班 公園都 | 市計画班 臨海計画班 | | |

第4条第2項を削る。

第5条第15号中「調査」の右に「及び健全化」を加え、同条第35号を第36号とし、同条第34号の次に次の1号を加える。

- (3) 淡路夢舞台を核とした地域振興に関すること。
- 第5条の3第3号中「総括」の右に「及び糀屋ダムにおける太陽光発電施設」を加える。
- 第6条の2及び第6条の3を次のように改める。
 - (分譲推進課の分掌事務)
- 第6条の2 分譲推進課においては、地域整備事業の土地分譲に関する事務をつかさどる(企業誘致に関する事務を除く。)。

(地域整備課の分掌事務)

- 第6条の3 地域整備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 地域整備事業の推進に関すること(企業誘致、土地分譲、電気設備及び機械設備の設計並びに工事の監督に関する事務を除く。)。
 - (2) 播磨科学公園都市及びひょうご情報公園都市並びにその周辺地域における整備に関する施策の総合調整に関すること。
 - (3) 播磨科学公園都市、神戸三田国際公園都市及び臨海地区における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務に限る。)。

第6条の4を削る。

第15条の表室長の項及び係長の項を削り、同表課長の項の次に次のように加える。

班長 班 上司の命を受け、班の事務を掌理し、又は担任事務を処理する。

1

第16条の表主幹の項中「困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。」を「担任事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。」に改め、同表課長補佐の項を削り、同表主査の項中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改め、同表主任の項中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。

第21条の表主幹の項を削り、同表所長補佐の項中「所長の職務を補佐する。」を「上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。」に改める。

(企業庁処務規程の一部改正)

第2条 企業庁処務規程(昭和51年企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「室長、主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改め、同条第3号中「、室長、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「又は副課長」に改め、同条第4号中「室長、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「副課長、班長又は主幹」に改める。

第6条第1項及び第2項中「課長又は室長」を「課長」に改め、第6条の2の見出し中「主幹」を「班長」 に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第10条中「課長又は室長」を「課長」に改める。

第15条第2項及び第3項中「課長又は室長」を「課長」に改める。

第19条の見出し中「課長等及び主幹」を「課長及び班長」に改め、同条中「室長、主幹又は係長」を「班 長又は主幹」に改める。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第3条 企業庁地方機関処務規程(昭和51年企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「主幹、所長補佐」を「所長補佐」に改める。

第5条中「主幹」を「所長補佐」に改める。

第7条第1項中「主幹」を「所長補佐」に改める。

第30条第2項第4号中「主幹、所長補佐」を「所長補佐」に改める。

(企業庁公印規程の一部改正)

第4条 企業庁公印規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 別表室長印の款を削る。

(企業庁本庁文書管理規程の一部改正)

第5条 企業庁本庁文書管理規程(昭和61年企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「主幹、課長補佐若しくは係長」を「班長若しくは主幹」に改め、「主幹等」を「班長等」 に改める。

第8条第1項中「主幹等」を「班長等」に改める。

第35条第1項第4号の表公園都市整備課の項及び臨海整備課の項を次のように改める。

| 分譲推進課 | 企分 | | |
|-------|----|--|--|
| 地域整備課 | 企地 | | |

様式第3号中「課室長」を「課長」に、「係長」を「班長」に改める。

(企業職員の服務に関する規程の一部改正)

第6条 企業職員の服務に関する規程(昭和56年企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第7条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第4条第2項の表水道業務手当の款を削る。

第4条第3項中「次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当」を「管路巡視等作業手当」に、「当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当」を「水上作業手当」に改め、同項の表を削る。

別表第1の6級の項(1)中「課長補佐及び係長」を「班長及び主幹」に改め、同表7級の項(1)中「主幹」を「困難な業務を所掌する班長」に改め、同項(2)中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表8級の項(1)中「又は室長の職務」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

| | 職務区分 | | | | | | | | | |
|-----|------|-------|-----------------------|-----------------------|---|---|--|--|--|--|
| 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10級 | 特10級 | |
| 職員 | 職員 | 主任 | 主查 | 班長 | 副課長 | 課長 | 次長 | 企業庁長 | | |
| | | 職員 | | 主幹 | 班長 | 参事 | 参事 | | | |
| | | | | 工事検 査専門 員 | 主任工事 検査専門 員 | | | | | |
| 職員 | 職員 | 主任 | 課 長 補 佐 | 課長 | 所長 | 所長 | | | | |
| | | 職員 | 主査 | 課 長 補 佐 | 副所長 | | | | | |
| | 職員 | 職員 職員 | 職員職員主任職員 | 職員職員主任主査職員 | 職員 職員 主任 主査 班長主幹 工事検査専門員 職員 職員 主任 課長補 課長 機員 | 職員 主任 主査 班長 職員 主幹 班長 工事検查專門員 主任工事検查專門員 職員 課長補保 課長補別所長 | 職員 主任 主查 班長 課長 職員 主幹 班長 参事 職員 主任 課長補 課長補 所長 所長 職員 主査 佐 | 職員 主任 主查 班長 副課長 決長 財員 主幹 班長 参事 工事検查専門員 責任 課長補課長 所長 職員 課長補課長 副所長 主査 佐 | 職員 主任 主查 班長 副課長 課長 次長 企業庁長 財長 主幹 班長 参事 参事 工事検查専門員 主任工事 | |

別表第3本庁の款中「室長」を削り、「主幹」を「班長(職務の級が7級の者に限る。)」に改め、同表地方機関の款中「主幹」を「所長補佐」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第8条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。 別表公営企業管理者の項委員の欄を次のように改める。

総務課長 総務課経営企画参事 水道課長 水道課経営参事 立地推進課長 分譲推進課長 地域整備課長 地域整備課長 地域整備課臨海整備参事

附 則

この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。